

(仮称) 輪島ウィンドファーム事業

環境影響評価方法書についての

意見の概要と事業者の見解

2019 年 5 月

電源開発株式会社

目 次

第 1 章 環境影響評価方法書の公告及び縦覧.....	1
1. 環境影響評価方法書の公告及び縦覧.....	1
(1) 公告の日	1
(2) 公告の方法	1
(3) 縦覧場所	1
(4) 縦覧期間	1
(5) 縦覧者数	1
2. 環境影響評価方法書についての説明会の開催	2
(1) 開催日時	2
(2) 開催場所	2
(3) 来場者数	2
3. 環境影響評価方法書についての意見の把握.....	2
(1) 意見書の提出期間	2
(2) 意見書の提出方法	2
(3) 意見書の提出状況	2
第 2 章 環境影響評価方法書の環境保全の見地からの提出意見の概要と事業者の見解	3

第 1 章 環境影響評価方法書の公告及び縦覧

1. 環境影響評価方法書の公告及び縦覧

「環境影響評価法」第 7 条の規定に基づき、当社は環境の保全の見地からの意見を求めるため、方法書を作成した旨及びその他事項を公告し、方法書を公告の日から起算して 1 月間縦覧に供した。

(1) 公告の日

平成 31 年 3 月 1 日（金）

(2) 公告の方法

平成 31 年 3 月 1 日（金）付の日刊新聞紙「北陸中日新聞（朝刊）」、日刊新聞紙「北國新聞（朝刊）」、折込チラシ「越後屋（平成 31 年 3 月 1 日発行）」、及び折込チラシ「アミューズワジマ まちかど伝言板（平成 31 年 3 月 1 日発行）」に掲載した。（別紙 1 参照）

また、下記において電子縦覧を実施した。

- ・電源開発株式会社 ホームページ（別紙 2 参照）

<http://www.jppower.co.jp/sustainability/environment/assessment/wind.html>

(3) 縦覧場所

関係地域を対象に、以下に示す 5 箇所にて縦覧を実施した。（別紙 3 参照）

また、電源開発株式会社のホームページにおいて、インターネットの利用により電子縦覧を行った。

- ・石川県庁 行政情報サービスセンター（金沢市鞍月一丁目一番地）
- ・石川県奥能登総合事務所 総務企画部企画振興課（輪島市三井町洲衛十部十一番一）
- ・輪島市役所 本庁舎（二ツ屋町二字二十九番地）
- ・輪島市役所 門前総合支所（門前町走出六の六十九番地）
- ・輪島市立図書館（河井町二十部一番地一）

(4) 縦覧期間

縦覧期間は以下のとおりとした。

- ・縦覧期間：平成 31 年 3 月 1 日（金）から平成 31 年 3 月 31 日（日）まで
- ・縦覧時間：開庁時間に準ずる。

（電子縦覧は終日アクセス可能な状態とした。）

(5) 縦覧者数

電子縦覧のアクセス数は 263 回であった。

2. 環境影響評価方法書についての説明会の開催

「環境影響評価法の一部を改正する法律」(平成 23 年法律第 27 号)第 7 条の 2 の規定に基づき、方法書の記載事項を周知するための説明会を開催した。

(1) 開催日時

- ①平成 31 年 3 月 17 日（日） 13 時 00 分～14 時 30 分
- ②平成 31 年 3 月 17 日（日） 17 時 30 分～19 時 00 分

(2) 開催場所

- ①西保公民館（石川県輪島市大沢町ホサソ 201-3）
- ②大屋公民館（石川県輪島市小伊勢町丸垣内 22-1）

(3) 来場者数

- ①12 名
- ②4 名

3. 環境影響評価方法書についての意見の把握

「環境影響評価法」第 8 条の規定に基づき、環境の保全の見地から意見を有する者の意見の提出を受け付けた。

(1) 意見書の提出期間

平成 31 年 3 月 1 日（金）から平成 31 年 4 月 14 日（日）まで
（郵送の受付は、当日消印有効とした。）

(2) 意見書の提出方法

方法書に対する環境保全の見地からの意見は、以下の方法により受け付けた（別紙 4 参照）

- ①電源開発株式会社への書面の郵送
- ②方法書縦覧場所に設置した意見書箱への投函
- ③住民説明会会場での提出

(3) 意見書の提出状況

提出された意見書の総数は 4 通であった。

第2章 環境影響評価方法書の環境保全の見地からの提出意見の概要と事業者の見解

「環境影響評価法」第8条第1項の規定に基づいて、当社に対して意見書の提出により述べられた環境の保全の見地からの意見は53件であった。

「環境影響評価法」第9条及び「電気事業法」第46条の6第1項の規定に基づく、方法書についての意見の概要並びにこれに対する当社の見解は、次のとおりである。

環境影響評価方法書について述べられた意見の概要と当社の見解

No.	意見の概要	事業者の見解
1	■1意見は要約しないこと 意見書の内容は、貴社側の判断で要約しないこと。要約することで貴社の作為が入る恐れがある。 事業者見解には、意見書を全文公開すること。また同様の理由から、以下に続く意見は「ひとからげ」に回答せず、「それぞれに回答すること」。本意見書の内容について「順番を並び替えること」も認めない。	環境影響評価方法書に対して環境の保全の見地から頂いたご意見は、環境影響評価法第九条の規定に従い、「意見の概要」として整理するものと認識していますが、ご意見を踏まえて原則として意見書を並び替えずに全文公開します。
2	■2環境保全への意見を軽視している1 「国内では今後さらに風車が建設される予定であり、コウモリ類について累積的な影響が強く懸念される。これ以上、益獣のコウモリを殺さないでほしい」との一般意見に対し事業者は、「ご意見について参考にさせていただきます」と述べただけで、具体的な見解を示していない。本事業者は、住民意見や環境保全を軽視しており、その姿勢は「適切とは言えない」。事業者の見解を述べよ。	風力発電事業によって、コウモリ類の衝突事故が発生することは不本意であり、環境影響評価法に基づき、適切に調査・予測及び評価を実施するとともに、その結果を踏まえ、事業者の実行可能な範囲で環境保全措置を検討することで、環境影響の低減に努めます。 累積的影響に対する影響の予測手法はまだ確立されておらず、多様なご意見のあるところですが、今後の知見や、他社の事業計画熟度、公開情報等の状況を踏まえて影響の予測及び評価を行います。
3	■3環境保全への意見を軽視している2 事業者は配慮書に対する一般意見に対して「ご意見について参考にさせていただきます」とのコピペを多用しているが、「参考にさせていただきます」とは自明な回答である。つまり当たり前のことを述べたに過ぎず無意味な回答だ。本事業者は、住民意見や環境保全を軽視しており、その姿勢は「適切とは言えない」。	ご意見を踏まえて、本事業者見解を作成しています。
4	■4環境保全への意見を軽視している3 風力発電施設では、バットストライクが多数生じている。NEDOの報告(*)によれば、実態把握サイト(風力発電施設10サイト)におけるコウモリ類の推定死亡数は年間502.8個体であり、これは鳥類の年間推定死亡数(257.6羽)のおよそ2倍になる。貴社の事業地である上ノ国ウィンドファームでは、わずか1か月の間にバットストライクが8個体も確認されているが、コウモリの死骸発見率の低さと死骸消失率の高さを考えれば、おそらく氷山の一角に過ぎないだろう。 このようなバットストライクの大量発生状況を鑑みれば、本風力発電事業においてもコウモリ類への影響を軽視すべきではないと思う。事業者の見解を述べよ。 *平成28年度～平成29年度成果報告書 風力発電等導入支援事業 環境アセスメント調査早期実施実証事業 環境アセスメント迅速化研究開発事業(既設風力発電施設等における環境影響実態把握I報告書) P213. NEDO, 2018.	風力発電事業によって、コウモリ類の衝突事故が発生することは不本意であり、環境影響評価法に基づき、適切に調査・予測及び評価を実施するとともに、その結果を踏まえ、事業者の実行可能な範囲で環境保全措置を検討することで、環境影響の低減に努めます。
5	■5コウモリ類の保全措置として「稼働制限」を実施してほしい 国内では、すでに多くの風力発電事業者が、コウモリ類の保全措置としてフェザリングやカットイン風速を調整するなどの稼働制限を行うことを表明した。大変すばらしいことだと思う。是非、本事業者も「コウモリを殺	環境保全措置は、環境影響の程度に応じて適切に検討、実施するものであると理解しています。現地調査結果に基づく予測・評価を踏まえて環境保全措置を検討します。

No.	意見の概要	事業者の見解
	す前から」実施していただきたい。これについて稼働制限を実施するか否か、事業者の判断基準及びその根拠を述べよ。	
6	■6 コウモリ類について 事業者は重要種以外のコウモリについて影響予測や保全をしないようだが、「重要種以外のコウモリは死んでも構わない」と思っているのか？日本の法律ではコウモリを殺すことは禁じられているはずだが、本事業者は「重要種以外のコウモリ」について、保全措置をとらずに殺すつもりだろうか。事業者の見解及びその根拠を述べよ。	風力発電事業によって、コウモリ類の衝突事故が発生することは不本意であり、環境影響評価法に基づき、適切に調査・予測及び評価を実施するとともに、その結果を踏まえ、事業者の実行可能な範囲で環境保全措置を検討することで、環境影響の低減に努めます。
7	■7 P288 バットストライクの予測手法が意味不明 1 P288「ヘテロダイン方式のバットディテクターによる調査結果及び既存資料調査結果から、対象事業実施区域内の相対的な飛翔頻度を面的に把握し、事業計画との重ね合わせにより、事業による哺乳類（コウモリ類）の重要な種の風力発電機への相対的な衝突リスクを定量的に把握することにより行う」とある。 「風力発電機への相対的な衝突リスク」の意味が理解できないので、その定義をわかりやすく丁寧に、かつ具体的に説明していただきたい。	対象事業実施区域内を、安全性を考慮したうえで可能な限り網羅的に調査することによって、コウモリ類の分布状況を定量的に把握したうえで、風力発電機設置予定位置ごとのコウモリ類の確認数の多寡により、風力発電機ごとの相対的な衝突リスクの予測を行います。
8	■8 P288 バットストライクの予測手法が意味不明 2 P288「ヘテロダイン方式のバットディテクターによる調査結果及び既存資料調査結果から、対象事業実施区域内の相対的な飛翔頻度を面的に把握し、事業計画との重ね合わせにより、事業による哺乳類（コウモリ類）の重要な種の風力発電機への相対的な衝突リスクを定量的に把握することにより行う」とある。 「相対的な飛翔頻度を面的に把握」の意味が理解できないので、その定義をわかりやすく丁寧に、かつ具体的に説明していただきたい。	対象事業実施区域内を、安全性を考慮したうえで可能な限り網羅的に調査することで、線的にルート上を調査した結果を面的に展開し、予測評価を実施します。
9	■9 P288 バットストライクの予測手法が意味不明 3 P288「ヘテロダイン方式のバットディテクターによる調査結果及び既存資料調査結果から、対象事業実施区域内の相対的な飛翔頻度を面的に把握し、事業計画との重ね合わせにより、事業による哺乳類（コウモリ類）の重要な種の風力発電機への相対的な衝突リスクを定量的に把握することにより行う」とある。 「面的に把握した飛翔頻度」を事業計画と重ね合わせることで「風力発電機への相対的な衝突リスク」が、なぜ「定量的に把握できる」のか、その仕組みがまったく理解できないので、分かりやすく丁寧に、かつ具体的に説明していただきたい。 また、さらに、上記のような手法で「バットストライクを定量的に予測した」という根拠について、具体的な科学論文名を記載すること。	対象事業実施区域内を、安全性を考慮したうえで可能な限り網羅的に調査することによって、コウモリ類の分布状況を定量的に把握します。風力発電機設置予定位置ごとのコウモリ類の確認数の多寡により、風力発電機ごとの相対的な衝突リスクの予測を行います。 可能な限り網羅的にルート上を調査した結果を面的に展開し、予測評価を実施します。 根拠については、具体的な科学論文に基づくものではありません。日本国内における風力発電事業のコウモリ類に対する影響の調査・予測及び評価の手法は確立されておらず、地域の特性等を踏まえた多様な対応がなされているものと認識しております。
10	■10「バットストライクに係る予測手法」について経済産業大臣に技術的な助言を求めること 「既に得られている最新の科学的知見」によれば、バットストライクに係る調査・予測手法は欧米では確立されている技術である。事業者が「他事業でヒアリングした」という専門家が、仮に「地域のコウモリ相について精通」していたとしても、「バットストライクの予測」に関しては、適切なアドバイスができるという客観的証拠は何もない。特に、本事業者「電源開発株式会社」の委託先である「アジア航測株式会社」がここ3年間に提出した環境影響評価図書をすべてみたが、バットストライクに係る調査・予測は主観的で非科学的な記載であり、本事業者及び委託先が本事業において「実績のある専門家に	今後の方法書審査の結果を踏まえ、検討します。

No.	意見の概要	事業者の見解
	聞いた」、「コウモリ類について適切に影響予測する」等と主張したところで、残念ながら信用することはできない。よって本事業は環境影響評価法第十一条第2項に従い、経済産業大臣に対し、「バットストライクに係る予測手法」について「技術的な助言を記載した書面」の交付を求めるべきだと強く意見する。事業者の見解及び反対する合理的根拠を述べよ。	
11	■11 専門家へのヒアリングについて P326 事業者は「コウモリ類について調査の重点化を行うべきではないのか」という一般の意見に対し、「調査手法の検討に当たっては、弊社の他事業等で実施したヒアリング結果を踏まえて検討しました」と見解を述べている。しかし「弊社の他事業等で実施したヒアリング結果」の内容が記載されておらず意味がわからない。よって「弊社の他事業等で実施したヒアリング結果」について、「意見を踏まえた」という「他事業等の名称」、「ヒアリング年月日」、「ヒアリングした専門家等の属性」、「専門家等の意見の内容の詳細」についてすべて述べよ。	ご指摘を踏まえ、ヒアリングの結果については有識者の了承を得た上で、準備書に適切に記載します。
12	■12 コウモリの捕獲や飛翔高度調査を行わない合理的根拠を述べよ。 P327 事業者は「コウモリの捕獲調査やバットディテクターによる飛翔高度調査を実施するべきだ」という一般の意見に対し、「調査手法の検討に当たっては、弊社の他事業等で実施したヒアリング結果を踏まえて検討しました。なお、本事業の調査において、コウモリ類の捕獲を行う計画はありません。」と見解を述べている。しかし事業者の回答は論理が飛躍しすぎており意味が通じない。事業者には「他事業等のヒアリング結果を踏まえれば捕獲や飛翔高度調査を行わなくてもよい」という隠れた前提があるが、「他事業等のヒアリング結果を踏まえて、<u>どのような科学的根拠により</u>、コウモリの捕獲調査やバットディテクターによる飛翔高度調査を<u>実施しないという結論に至ったのか</u>」を合理的かつ丁寧に記載すること。	弊社他事例における有識者ヒアリング結果を踏まえた調査方法としています。既存情報が少ない場所におけるコウモリ類の調査においては、コウモリ類が居るか否か、また居る場合はどこを飛んでいるのかをバットディテクターにより把握することが重要であると考えています。
13	■13 コウモリの捕獲調査は必要である 石川県ではこれまでに16種のコウモリが確認されているが、県内のコウモリ類の分布状況は完全に解明されていない（いしかわレッドデータブック動物編2009）。対象事業実施区域には樹林環境が広がっており、文献にあるヤマコウモリ以外にも、ヒナコウモリやヒメホオヒゲコウモリ、クロホオヒゲコウモリ、ノレンコウモリ、カグヤコウモリ、モリアブラコウモリ、ウサギコウモリ、テングコウモリ、コテングコウモリなど樹林性のコウモリ類が生息する可能性は否定できない。つまり文献調査だけではコウモリ相の把握は不十分であり、事業によるコウモリ類への影響を予測するためには、コウモリ相調査を実施する必要があるだろう。バットディテクターによる種の同定手法は確立していないため、コウモリ相の把握には捕獲調査が不可欠となる。以上の理由から本環境影響評価手続きにおいて、コウモリ類の捕獲調査を追加するべきと意見するが、事業者の見解及びその捕獲調査を実施しない合理的理由を丁寧に説明すること。	既存情報が少ない場所におけるコウモリ類の調査においては、コウモリが居るか否か、また居る場合はどこを飛んでいるのかをバットディテクターにより把握することが重要であると考えています。
14	■14 コウモリの飛翔高度調査の必要性について1 バットディテクターの探知距離は短く、地上からでは高空、つまりブレードの回転範囲の音声はほとんど探知できない。事業者が委託した調査会社によると「150m程度の離れた場所での探知実績がある」そうだが（平成30年度第10回北海道環境影響評価審議会、資料3-1 新	既存情報が少ない場所におけるコウモリ類の調査においては、コウモリが居るか否か、また居る場合はどこを飛んでいるのかをバットディテクターにより把握することが重要であると考えています。

No.	意見の概要	事業者の見解
	苫前ウィンドビラ発電所（仮称）環境影響評価準備書－質問事項（3次）及びその事業者回答. p26/54 http://www.pref.hokkaido.lg.jp/ks/ksk/assesshp/singikai/2-1-3-3_H30-7-shiryou3-1.pdf）、それはヒナコウモリやヤマコウモリなど 20kHz 前後の音を出す種に限定した話であり、45kHz 前後の超音波を出すコウモリ類であれば 20m 程度、ウサギコウモリやコテングコウモリなどであれば 6m 程度が探知限界距離となる（例えば http://www.users.globalnet.co.uk/~courtpan/sounds.htm などにも探知限界距離が載っている）。なお、探知限界距離は、バットディテクターの機種により多少の差があるが、そもそも超音波は空中で減衰しやすいので遠くまで届かない。よって、「ヘテロダイナだから感度が良い」などという主張も早まった考えである。上記の理由により、地上からのバットディテクター調査では、ブレード回転範囲のコウモリ類の動態をほとんど把握できないので、風力発電事業の影響予測において、フルスペクトログラムバットディテクターによる飛翔高度調査は必須となる。この意見内容を熟読し、それでも本事業者である電源開発株式会社及び委託先のアジア航測株式会社が「飛翔高度調査を実施しない」ならば、その合理的根拠を「丁寧に」述べよ。	
15	■15 コウモリの飛翔高度調査の必要性について 2 上記について事業者は「バットストライクのリスクが高いコウモリ（20kHz 前後の音を出すコウモリ類）を調査対象としているので、地上からのヘテロダイナ調査でも問題ない」などと主張すると思うが、アブラコウモリやユビナガコウモリなど、「20kHz 前後の超音波を出す種以外のコウモリ類」についても、国内の風力発電施設で多数死んでいるのが確認されている（*） *平成 28 年度～平成 29 年度成果報告書 風力発電等導入支援事業 環境アセスメント調査早期実施実証事業環境アセスメント迅速化研究開発事業（既設風力発電施設等における環境影響実態把握 I 報告書）NEDO, 2018.	文献調査で確認された重要な種であるヤマコウモリは 20kHz 付近の低い周波数を発することが分かっており、周波数を基にバットディテクターで分布に関する情報を得ることができると考えています。 ご指摘の「20kHz 前後の超音波を出す種以外のコウモリ類」についても、異なる周波数に設定したバットディテクターにより調査を行います。
16	■16 コウモリの飛翔高度調査の必要性について 3 上記について事業者は、「バットストライクのリスクが高いコウモリ（20kHz 前後の音を出すコウモリ類）を調査対象としているので、地上からのヘテロダイナ調査でも問題ない」などと主張すると思う。 しかし、「バットストライクのリスクが高いコウモリを調査対象種としているので、地上からのヘテロダイナ調査でも問題ない」という主張は、「バットストライクの可能性の高い種（ハイリスク種）を地上からヘテロダイナで調査すれば、それ以外の種（意見■13 に記載した種のうち、ヤマコウモリとヒナコウモリ以外のコウモリ類のこと。対象事業実施区域に生息するか否かは、捕獲調査をしない限り不明の種）についてはブレード回転範囲の調査をしなくてもよい」という主張が隠れている。	ご指摘の「20kHz 前後の超音波を出す種以外のコウモリ類」についても、異なる周波数に設定したバットディテクターにより調査を行います。
17	■17 コウモリの飛翔高度調査の必要性について 4 上記について事業者は、「バットストライクのリスクが高いコウモリ（20kHz 前後の音を出すコウモリ類）を調査対象としているので、地上からのヘテロダイナ調査でも問題ない」などと主張すると思う。 しかし、そもそも「バットストライクのリスクが高いか低い」は、重点化した現地調査を踏まえて「立証すべき結論」であり、それ（バットストライクのリスクが高いか低いという立証すべき結論）自体が「調査対象種、調査機材及び調査手法の選定根拠」にはなりえない。	弊社他事例における有識者ヒアリング結果を踏まえた調査方法としています。既存情報が少ない場所におけるコウモリ類の調査においては、コウモリが居るか否か、また居る場合はどこを飛んでいるのかをバットディテクターにより把握することが重要であると考えています。

No.	意見の概要	事業者の見解
18	■18 コウモリの飛翔高度調査の必要性について 5 上記について事業者は、「バットストライクのリスクが高いコウモリ（20kHz 前後の音を出すコウモリ類）を調査対象としているので、地上からのヘテロダイン調査でも問題ない」などと主張すると思う。 「バットストライクのリスクが高いコウモリを調査対象種としているので、地上からのヘテロダイン調査でも問題ない」という主張は、「これから立証すべき結論」が「調査手法選定の根拠」になっている。これは循環論法であり、「問題ない」とは言い切れない。	ご指摘の「20kHz 前後の超音波を出す種以外のコウモリ類」についても、異なる周波数に設定したバットディテクターにより調査を行います。
19	■19 コウモリの飛翔高度調査の必要性について 6 本事業者の他事業である「南愛媛第二風力発電事業（仮称）」においては「バットディテクターによる無人記録（フルスペクトログラムバットディテクターによる飛翔高度調査）」をきちんと行っている（「南愛媛第二風力発電事業（仮称）」の委託先は「建設環境研究所」であり本件とは別の委託会社だが、なぜか（「南愛媛第二」ではコウモリ類について捕獲調査もきちんと実施している）。ではなぜ、本事業においては「地上からのヘテロダイン調査」を採用し、「捕獲調査をしない計画」に「退化」（これは 10 年前の古典的手法だ）したのか、根拠がまったく理解できない。本事業者の委託先である「アジア航測株式会社」は「調査費用がかかるからコウモリ調査の重点化をしない、金をケチって手抜き調査をする悪徳業者」ではないはずだ。ならば合理的根拠を「丁寧」に述べよ。	弊社他事例における有識者ヒアリング結果を踏まえた調査方法としています。既存情報が少ない場所におけるコウモリ類の調査においては、コウモリが居るか否か、また居る場合はどこを飛んでいるのかをバットディテクターにより把握することが重要であると考えています。
20	■20 「回避」と「低減」の言葉の定義について 事業者らは『「影響の回避」と「影響の低減」の言葉の定義を本当に理解しているのか』という一般の意見に対し、「ご意見について参考にさせていただきます」と述べたが、それは「質問の回避」であり、「回答」になっていない。重要なことなので再度聞く。環境影響評価における「影響の回避」と「影響の低減」の定義を述べよ。	「回避」、「低減」の定義について参考資料より以下のとおりと認識しております。 「回避」：行為またはその行為の一部をしないことにより、環境影響を回避すること。 「低減」：行為の実施の程度や規模を制限したり、影響を受けた環境を修復、再生、または復元したりすることによって、環境影響を低減すること （出典：国土技術総合研究所 研究成果資料 第 795 号より引用）
21	■21 回避措置（ライトアップアップの不使用）について ライトアップをしていなくてもバットストライクは発生している。これについて事業者は「ライトアップアップをしないことにより影響はある程度低減できると思う」などと主張すると思うが、「ある程度は低減できると思う」という主張は事業者の主観に過ぎない。これについて事業者の見解及びその根拠を述べよ。	ライトアップの使用/不使用によって全てのバットストライクを回避できるものではありませんが、不使用により餌となる昆虫の誘因は抑えることができると考えております。
22	■22 回避措置（ライトアップアップの不使用）について ライトアップをしていなくてもバットストライクは発生している。ライトアップは昆虫類を誘引するが、だからといって「ライトアップをしないこと」により「コウモリ類の誘引を完全に『回避』」できるわけではない。完全に『回避』できないのでバットストライクという事象、つまり「影響」が発生している。アセスメントでは影響が『回避』できなければ『低減』するのが決まりである。よって、コウモリ類について影響の『低減』措置を追加する必要があると思うが、これについて事業者の見解及びその根拠を述べよ。	ライトアップの不使用により、餌となる昆虫の誘因を抑えることで、少なくとも採餌個体の衝突リスクは低減できると考えています。
23	■23 コウモリ類の保全措置（回避）について 樹林内に建てた風車や、樹林（林縁）から 200m 以内に建てた風車は、バットストライクのリスクが高いことが、これまでの研究でわかっている。低空（林内）を飛	日本国内における風力発電事業のコウモリ類に対する影響の調査・予測及び評価の手法は確立されておらず、地域の特性等を踏まえた多様な対応がなされているものと認識しております。

No.	意見の概要	事業者の見解
	翔するコウモリでさえ、樹林（林縁）から 200m 以内ではバットストライクのリスクが高くなる。よって、風力発電機は樹林から 200m 以上離すべきだと思うが、これについて事業者の見解及びその根拠を述べよ。	環境保全措置は、環境影響の程度に応じて適切に検討、実施するものであると理解しています。現地調査結果に基づく予測・評価を踏まえて環境保全措置を検討します。
24	■24「ライトアップをしないことによりバットストライクを低減できる」とは書いていない 「鳥類等に関する風力発電施設立地適正化のための手引」には「ライトアップをしないことによりバットストライクを低減できる」とは書いていない。同手引きの P3-110～111 には「カットイン風速をあげることで、衝突リスクを低下させることができる」と書いてある。研究で「カットインをあげること」がバットストライクを低減する効果があることが「すでに」判明しているが、事業者は認識しているのか見解を述べよ。 (Effectiveness of Changing Wind Turbine Cut-in Speed to Reduce Bat Fatalities at Wind Facilities Final Report, Edward B. Arnett and Michael Schirmacher, 2010)	環境保全措置は、環境影響の程度に応じて適切に検討、実施するものであると理解しています。現地調査結果に基づく予測・評価を踏まえて環境保全措置を検討します。
25	■25 コウモリ類の保全措置について 事業者は「環境影響を可能な限り回避・低減すべく環境保全措置を実施する」つもりが本当にあるのだろうか？既存資料によれば、樹林から 200m の範囲に風車を立てない事（回避措置）、『カットイン風速を限られた期間と時間帯に高く設定すること（低減措置）』がコウモリの保全措置として有効な方法であることがわかっている。この方法は、事業者が「実施可能」かつ「適切な」、コウモリ類への環境保全措置だと思うが、事業者は認識しているのか見解を述べよ。	環境保全措置は、環境影響の程度に応じて適切に検討、実施するものであると理解しています。現地調査結果に基づく予測・評価を踏まえて環境保全措置を検討します。
26	■26 コウモリ類の保全措置（低減措置）について 事業者は、「コウモリの活動期間中にカットイン風速を少しだけあげれば、バットストライクの発生を抑えられることを認識している」そうだが、なぜ各地でバットストライクが発生しているのを知りながらこれまで上記の保全措置を実施してこなかったのか、その理由を述べよ。その上で本事業においてコウモリ類について適切な影響予測と保全措置をするつもりがあるのか、事業者の見解及び判断基準を述べよ。	日本国内におけるコウモリ類に対する風力発電事業の影響が科学的に十分に明らかとなっていない点及び、現地調査結果を踏まえて環境保全措置の検討を行います。
27	■27 コウモリ類の保全措置を「施設の供用開始時から」実施すること 上記について事業者は、「国内におけるコウモリの保全事例数が少ないので、（カットイン風速の値を上げる）保全措置は実施しない（事後調査の後まで先延ばしにする）」といった回答をするかもしれないが、環境保全措置は安全側にとるべきだ。保全措置は「コウモリを殺すまで」後回しにせず、「コウモリを殺す前」から実施することが重要であると思うが、事業者の見解及びその根拠を述べよ。	環境保全措置は、環境影響の程度に応じて適切に検討、実施するものであると理解しています。現地調査結果に基づく予測・評価を踏まえて環境保全措置を検討します。
28	■28 コウモリ類の保全措置を「施設の供用開始時から」実施すること 2 そもそも「コウモリに影響があることを知りながら適切な保全措置をとらない」のは、未必の故意、つまり「故意にコウモリを殺すこと」に等しいことを先に指摘した。仮に「適切な保全措置を実施しないでコウモリを殺してよい」と主張するならば、自身の企業倫理及び法的根拠を必ず述べるように。	風力発電事業によって、コウモリ類の衝突事故が発生することは不本意であり、環境影響評価法に基づき、適切に調査・予測及び評価を実施するとともに、その結果を踏まえ、事業者の実行可能な範囲で環境保全措置を検討することで、環境影響の低減に努めます。 なお、環境保全措置は、環境影響の程度に応じて適切に検討、実施するものであると理解しています。現地調査結果に基づく予測・評価を踏まえて環境保全措置を検討します。
29	■29 コウモリ類の保全措置を「施設の供用開始時から」実施すること 3 上記について事業者は「実際に何個体死ぬか仕組みがよ	風力発電事業によって、コウモリ類の衝突事故が発生することは不本意であり、環境影響評価法に基づき、適切に調査・予測及び評価を実施するとともに、その結果を

No.	意見の概要	事業者の見解
	くわからないから（適切な保全措置をせずに）事後調査して、本当に死んだらその時点で保全措置を検討する」などと論点をすり替えるかもしれないが、それは「事後調査」という名目の「実証実験」である。身勝手な「実験」でコウモリを殺してはいけない。保全措置とは「コウモリを殺す前」から安全側で実施する行為であると思うが、事業者の見解及び反対する根拠を述べよ。	踏まえ、事業者の実行可能な範囲で環境保全措置を検討することで、環境影響の低減に努めます。
30	■30 コウモリ類の保全措置について 事業者は目先の利益を優先し、自分たちの子孫につなぐべき生物多様性をとりあげてはいけない。『事後調査でコウモリの死骸を確認したら保全措置を検討する』などという悪質な事業者がいたが、コウモリの繁殖力は極めて低いので、一時的な殺戮が地域個体群へ与える影響は大きい。 コウモリの活動期間中に『カットイン風速を少しあげれば』、バットストライクの発生を低減できることはこれまでの研究でわかっている。『ライトアップをしないこと』はバットストライクを『低減する効果』は確認されていない。さらに『事後調査』は『環境保全措置』ではない。 『影響はあることを予想』しながら『適切な保全措置』をとらないのは、「発電所アセス省令」に違反すると思うが、以上の意見について事業者の見解及び反論する根拠を丁寧に説明せよ。	風力発電事業によって、コウモリ類の衝突事故が発生することは不本意であり、環境影響評価法に基づき、適切に調査・予測及び評価を実施するとともに、その結果を踏まえ、事業者の実行可能な範囲で環境保全措置を検討することで、環境影響の低減に努めます。
31	■31 月2回程度の死骸探索調査など信用できない コウモリの死骸はスカベンジャーに持ち去られて3日程度で消失することが明らかとなっている。仮に月2回程度の事後調査で「コウモリは見つからなかった」などと主張しても、科学的な根拠は乏しい。これについて、事業者は認識しているのか見解を述べよ。	現地調査に基づく予測・評価結果を踏まえ、準備書以降の手続きにおいて、事後調査の実施の有無も含めて検討を行います。
32	鳥類の調査、予測、評価については、風力発電の特性を考え、猛禽類とガン・カモ・ハクチョウ類に重点を置くこと。	猛禽類に重点をおいた希少猛禽類の現地調査を行うことに加え、ガン・カモ・ハクチョウ類の渡りについて把握できるように、渡り調査を設定しています。
33	風力発電機の稼働によるバードストライクの発生や鳥類の渡りへの影響についての予測・評価が十分かどうかを適切に判断できない場合には、調査ポイントを増やすなどの対応を取ること。	有識者ヒアリング結果を踏まえ、適切な予測・評価を行えるように調査ポイントを設定しておりますが、現地調査結果を踏まえ必要に応じて検討を行います。
34	風力発電機の稼働によるバードストライクの発生や鳥類の渡りへの影響が明らかと予測・評価されたならば、発電機の代替え設置場所を仮定し、そこに対する調査内容が不足なら追加するなど十分な予測、評価が実施されること。	現地調査に基づく予測・評価結果を踏まえ、必要に応じて検討を行います。
35	生態系の上位性注目種にノスリを上げているが、ノスリが他の猛禽種よりバードストライク可能性が高いか否かの評価と、該当地域の猛禽類の調査による生息数予測より適切な種を上位注目種とすべきである。	有識者ヒアリング結果を踏まえて、生態系の注目種を選定しています。加えて前倒し調査においてノスリが確認されており、今後も予測に資するデータを得やすい点も上位性の注目種として適していると考えていますが、現地調査結果を踏まえ、必要に応じて上位性注目種について検討を行います。
36	1. 騒音に関する影響について（別紙・作成資料を参照） ①夜間に40dBを超えれば睡眠障害、引いては健康被害を被る。距離としては、1000m以内が該当する考えられる。35dB以下への対応が必須である。但し、別紙資料は、音波の障害物等を考慮しない計算値である。逆に、夜間は陸地の温度低下が大きくなることで陸風が発生、また大気の大気逆転層発生による音波の屈折によって重なり合い騒音が増幅される。（作成資料は縦覧資料；6-31(273)と一致する）	工事の実施及び施設の稼働に伴う騒音について、方法書にお示しした手法による調査、予測及び評価を行い、その結果を踏まえて環境影響を極力低減する事業計画となるように検討します。また、事業計画策定に当たっては、関係機関及び住民の皆さまのご理解を得ながら進めていく予定です。
37	1. 騒音に関する影響について（別紙・作成資料を参照） ②屋外での農業を含む作業では55dBを超えれば集中力	工事の実施及び施設の稼働に伴う騒音について、方法書にお示しした手法による調査、予測及び評価を行い、そ

No.	意見の概要	事業者の見解
	や会話・意思疎通に支障を生じる。距離では、550m 以内が該当する。集落としては、房田・上山・西二又・大沢・下山・小池・美谷が該当する。この対策が不可欠である	の結果を踏まえて環境影響を極力低減する事業計画となるように検討します。また、事業計画策定に当たっては、関係機関及び住民の皆さまのご理解を得ながら進めていく予定です。
38	1. 騒音に関する影響について（別紙・作成資料を参照） ③三蛇ミズバショウ群生地は、春から秋にかけて多くの市民が自然の憩いを求めて訪れている 4300kW 風力計画 ⑩地点から水平距離 430m、モーターからの実距離が 459m、騒音レベルが 62dB、モーターの仰角 20.4°、ローター頂点仰角が 27.4° と推測される。音が非常に大きく、また真上に迫る圧迫感から自然を楽しむ名勝地とはなり得ない。根本的な計画見直しが必要である。 ※現在のミズバショウ群生地は、昭和 40 年代までは個体数もそれほど多くはなく、また灌木が生え落葉が堆積し、マムシも生息する荒涼とした形状であった。昭和 50 年代に林道佐比野線が整備されて以後、長年にわたる市文化課やボランティアの手によって灌木の除伐、広葉樹の間引き・整備、落葉の清掃・除去、遊歩道の整備によって今日に至っている。一方で、過去には多くの湿地や湿原にミズバショウの個体が見られたが、20 年ほど前からイノシシの侵入とともに里山の放棄が進み、湿地は寄生虫を落とすイノシシの水浴びの場に荒らされて、ミズバショウは姿を消えてきている。	ミズバショウ群生地から最も近い風力発電機位置は、北陸電力株式会社による風力発電機設置跡地の利用を計画しており、追加的な環境負荷を極力低減したものと考えておりますが、ミズバショウ群生地の重要性は認識しており、事業計画策定に当たっては、関係機関及び住民の皆さまのご理解を得ながら進めていく予定です。
39	1. 騒音に関する影響について（別紙・作成資料を参照） ④鳥獣類の生態系及び生息域に影響を与えらると思われるが、特に近年は中山間地でのイノシシの頭数が急増しており、騒音から人里への移動と被害の増大が危惧され、その抜本的な対策を求める。	風力発電に係る騒音とイノシシの人里への移動について、弊社の知り得る範囲では認識しておりませんが、明確な関係性が学術的に確認された場合には対策を検討するようにします。
40	2. 超巨大回転構造物が及ぼす環境・景観への影響について① ローターの先端まで 163m は、大屋・西保地区の山の凡そ半分の高さであり、いずれの風車も山の山頂付近に建設の計画から、山の麓で生活や営農等をする住民にとっては圧迫感や威圧を受けることになり、また世界遺産として誇れる能登の豊かな里山里海の景観をも阻害することになる。特に、大沢の「間垣の里」にはダメージが懸念される。	いただいたご意見は、予測及び評価において、参考とさせていただきます。間垣の里については、大沢集落及び上大沢集落を景観の調査地点に設定しており、調査・予測・評価を行います。
41	2. 超巨大回転構造物が及ぼす環境・景観への影響について② レッドデータブックに掲載の絶滅危惧種のミゾゴイ、猛禽類及び希少動物の生息の可能性が高く、また渡り鳥の紬倉島・セツ島～能登の飛来コースに当たり、その影響が大きいと思われる。どのような対策が講じられるか。絶滅危惧種では、ミゾゴイ 猛禽類では、サシバ、ミサゴ、ハチクマ、オオタカ、ハイタカ、ノスリ、ハヤブサ 両生類では、絶滅危惧種のヒダサンショウウオ、他のホクリクサンショウウオ	重要種等に関する情報をご提供頂きありがとうございます。環境保全措置は、環境影響の程度に応じて適切に検討、実施するものであると理解しています。現地調査結果に基づく予測・評価を踏まえて環境保全措置を検討します。
42	3. 可聴域外の低周波音及びその振動の人を含む動植物体への影響について 電源開発から頂いたデータから可聴域外の低周波音の騒音レベルは大きく低下の結果となっているが、超低周波音は空気振動として感じられることから、この人体への影響について詳細な説明を求める。	超低周波音の人体への影響については、一般的には日常生活における圧迫感、不快感と認識しております。超低周波音の調査、予測及び評価は方法書に記載した手法で行い、その結果を準備書において記載するようにします。
43	4. 大規模な掘削工事による地下水脈及び水質への影響について① 河川水を利用できない中山間地の田畑は湧水や伏流水の沢水を利用しており、水脈変化に伴う枯渇や水質悪化を生じることないよう綿密な対策を求められる。	地下水脈に影響の出ない事業計画とするため、関係機関及び地元住民の皆さまのご理解を得ながら事業計画を策定してまいりたいと考えております。

No.	意見の概要	事業者の見解
44	4. 大規模な掘削工事による地下水脈及び水質への影響について② 房田町を含めて山間地の集落は、飲料水として湧水・伏流水を利用している。万一にも枯渇や水質悪化を生じることないよう綿密な対策を求められる。	地下水脈に影響の出ない事業計画とするため、関係機関及び地元住民の皆さまのご理解を得ながら事業計画を策定してまいりたいと考えております。
45	5. 発電・送電に伴い発生する電磁波・カの人を含む生命体に及ぼす影響について ペースメーカーをはじめとして、より精密な機器の利用に伴い影響も危惧される。このことへの対応について説明を求める。(特に、ギガワット発電・超高電圧の巨大鉄塔による送電とは異なる人を含む生命体に近いことへの特性に立脚して)	弊社のこれまでの風力発電所実績において、発電・送電に伴う電磁波による影響の事例はなく、本事業においても影響は無いものと見込んでおります。
46	以上が、町内であがってきた声である。用地提供にやぶさかではないが、健康や暮らしへの影響を無くすことが先決である。	承知しました。地元の住民の皆さまの健康や暮らしへの影響の無い事業計画となるように、ご理解を得ながら事業計画を策定してまいりたいと考えております。
47	※縦覧資料 4-9(173) 表 4.3-2 住居数の分布 一部誤りがあり	ご指摘をいただき、ありがとうございます。住居数については、現地でカウントしておらず、住宅地図及び基盤地図情報等の文献に基づいてカウントしております。そのため、地元住民の方が把握されている数値とかい離する場合がございます。
48	当該地域には、ハチクマ、オオタカ、ミサゴ、ノスリ、サシバなどの猛禽類のほかミゾゴイ、サンショウクイ、サンコウチョウなどの希少鳥類が生息していることが既に知られているところから(いしかわレッドデータブック 2009)、稜線上に計画している 21 基の風車計画は再考すべきである。設置自体の検討、設置数、設置個所も再検討すべきである。	現地調査結果を踏まえ、準備書以降の手続きの中で検討を行います。
49	「事前調査より事後調査が大切である」と専門家の聴取意見を記載しているが(P196)、その専門家は環境影響評価の真髓を指摘したものとは考えられず、事業者としては取り入れるべき意見ではない(建設予定設置物の風車とその稼働自体について、動植物その他にあらかじめどのような影響を与えるのか評価し、配慮するのかが評価方法書や評価書のありかたであるのに対して、その専門家が建設した後の「事業調査」が大切と指摘したというのは勘違いした意見か聴取した方が何か取り違えていると思われる)。	有識者ヒアリングの結果につきまして、有識者に内容をご確認頂き、了承を得たうえで掲載しております。事前調査を軽視した考え方ではなく、事前に調査を十分に実施したうえで、予測の不確実性が高いと考えられる場合は、事後調査が重要であるというのは安全側の考え方であると認識しています。
50	能登半島は小鳥類の渡りルートであると従前から著名な研究者から指摘されている地域であり(黒田長久 1982、熊野正雄 1962 ほか)、風車を列状に林立させる建設方法は小型鳥類の渡りを遮断し、渡りの行動・生態を阻害することが十分に考えられることから、風車設置自体と予定数、配置法に特段の検討が必要である。	渡り鳥に関する現地調査結果を踏まえ、準備書以降手続きの中で検討を行います。
51	本書の「評価結果」として、「哺乳類 1 種、鳥類 22 種、爬虫類 3 種、両生類 7 種、昆虫 44 種、魚類 4 種他が本事業によって、消失の可能性がある」とみずから指摘しているが、希少な動物があらかじめ「消失」の可能性がある当該事業計画について、事業の保留または見直し、計画地の再検討を求める。	方法書段階までの評価結果は、既存文献等に基づくものとなります。今後詳細な現地調査結果を踏まえ、準備書以降手続きの中で検討を行います。
52	「生態系」にかかる調査・予測、評価の手法について、本書には注目種としてノスリだけをあげているが、本地域には「いしかわレッドデータブック」記載種として、ハチクマ、オオタカ、サシバ、ハイタカなどの希少猛禽類のほか絶滅危惧Ⅰ類のミゾゴイも生息し、いずれも注目されるべき希少性の高い種類である。 ノスリだけをもって、生態系を論議するには過不足で非科学的な予測・評価になることが予想されるため、いずれか数種の追加を検討すべきである。	現地調査結果を踏まえ、準備書以降手続きの中で検討を行います。 有識者ヒアリング結果を踏まえて、生態系の注目種を選定しています。加えて前倒し調査においてノスリが確認されており、今後も予測に資するデータを得やすい点も上位性の注目種として適していると考えています。
53	いづれにしても、当該地域は希少性の高い鳥類の繁殖生	環境影響評価法に基づき、適切に調査・予測及び評価を

No.	意見の概要	事業者の見解
	息地であり、また渡り鳥の貴重な経路になっている地域であるので、貴社が計画する風車建設については環境保全上、風車設置計画自体の保留または再検討など十全な対応を要望します。	実施するとともに、その結果を踏まえ、事業者の実行可能な範囲で環境保全措置を検討することで、環境影響の低減に努めます。

日刊新聞紙における公告等①

北陸中日新聞（平成 31 年 3 月 1 日 朝刊 25 面）

環境影響評価方法書の公表及び説明会の開催について（公告）
環境影響評価法に基づき、（仮称）輪島ウインドファーム事業
環境影響評価方法書の縦覧及び説明会の開催についてお知らせします

一、事業者の名称 電源開発株式会社
代表者…取締役社長 渡部 肇史
所在地…東京都中央区銀座六丁目15番1号

二、対象事業の名称（対象事業の種類、発電設備出力）
（仮称）輪島ウインドファーム事業
（風力発電 最大90300キロワット程度）

三、対象事業実施区域
石川県輪島市三蛇山、佐比野山周辺

四、環境影響を受ける範囲であると認められる地域の範囲
石川県輪島市三蛇山、佐比野山周辺

五、環境影響評価方法書の縦覧
公表場所…石川県庁 行政情報サービスセンター、
奥能登総合事務所 総務企画部企画振興課、
輪島市役所 本庁舎、門前総合支所、輪島市立図書館
公表期間…平成31年3月1日（金）から
平成31年3月31日（日）まで
公表時間…開庁時間に準ずる。
電子縦覧…<http://www.jpowers.co.jp/sustainability/environment/assessment/wind.html>

六、説明会の開催
開催場所①…西保公民館（石川県輪島市大沢町ホサノ201-3）
開催日時①…平成31年3月17日（日）13時00分～14時30分
開催場所②…大屋公民館（石川県輪島市小伊勢町丸垣内22-1）
開催日時②…平成31年3月17日（日）17時30分～19時00分

七、意見書の提出
環境影響評価方法書について環境保全の見地からの意見をお持ちの方は、書面により提出することができます。
氏名及び住所、環境の保全の見地からの意見を記載し、
左記まで郵送（当日消印有効）又は公表場所に設置された意見箱への投函により提出下さい。

提出期間…平成31年3月1日（金）から平成31年4月14日（日）まで
提出先及びお問い合わせ先
電源開発株式会社 風力事業部 事業推進室（開発）
〒104-8165 東京都中央区銀座六丁目15番1号
電話 03-35546-9600 担当…島海、川原

八、意見書の提出先及びお問い合わせ先

北國新聞（平成 31 年 3 月 1 日 朝刊 6 面）

環境影響評価方法書の公表及び説明会の開催について（公告）
環境影響評価法に基づき、（仮称）輪島ウインドファーム事業
環境影響評価方法書の縦覧及び説明会の開催についてお知らせします

一、事業者の名称 電源開発株式会社
代表者…取締役社長 渡部 肇史
所在地…東京都中央区銀座六丁目15番1号

二、対象事業の名称（対象事業の種類、発電設備出力）
（仮称）輪島ウインドファーム事業
（風力発電 最大90300キロワット程度）

三、対象事業実施区域
石川県輪島市三蛇山、佐比野山周辺

四、環境影響を受ける範囲であると認められる地域の範囲
石川県輪島市三蛇山、佐比野山周辺

五、環境影響評価方法書の縦覧
公表場所…石川県庁 行政情報サービスセンター、
奥能登総合事務所 総務企画部企画振興課、
輪島市役所 本庁舎、門前総合支所、輪島市立図書館
公表期間…平成31年3月1日（金）から
平成31年3月31日（日）まで
公表時間…開庁時間に準ずる。
電子縦覧…<http://www.jpowers.co.jp/sustainability/environment/assessment/wind.html>

六、説明会の開催
開催場所①…西保公民館（石川県輪島市大沢町ホサノ201-3）
開催日時①…平成31年3月17日（日）13時00分～14時30分
開催場所②…大屋公民館（石川県輪島市小伊勢町丸垣内22-1）
開催日時②…平成31年3月17日（日）17時30分～19時00分

七、意見書の提出
環境影響評価方法書について環境保全の見地からの意見をお持ちの方は、書面により提出することができます。
氏名及び住所、環境の保全の見地からの意見を記載し、
左記まで郵送（当日消印有効）又は公表場所に設置された意見箱への投函により提出下さい。

提出期間…平成31年3月1日（金）から
平成31年4月14日（日）まで
提出先及びお問い合わせ先
電源開発株式会社 風力事業部 事業推進室（開発）
〒104-8165 東京都中央区銀座六丁目15番1号
電話 03-35546-9600 担当…島海、川原

八、意見書の提出先及びお問い合わせ先

日刊新聞紙における公告等②

越後屋（平成 31 年 3 月 1 日発行、折込チラシ）

環境影響評価方法書の公表及び説明会の開催について(公告)

環境影響評価法に基づき、(仮称)輪島ウィンドファーム事業 環境影響評価方法書の縦覧及び説明会の開催についてお知らせします。

●事業者の名称 電源開発株式会社 代表者 取締役社長 渡部 肇史 所在地 東京都中央区銀座六丁目15番1号

●対象事業の名称(対象事業の種類、発電設備出力) (仮称) 輪島ウィンドファーム事業 (風力発電 最大90300キロワット程度)

●対象事業実施区域 石川県輪島市三蛇山、佐比野山周辺

●環境影響を受ける範囲であると認められる地域の範囲 石川県輪島市三蛇山、佐比野山周辺

●環境影響評価方法書の縦覧 公表場所：石川県庁 行政情報サービスセンター、奥能登総合事務所 総務企画部企画振興課、輪島市役所 本庁舎、門前総合支所、輪島市立図書館
公表期間：平成 31 年 3 月 1 日(金)～平成 31 年 3 月 31 日(日)
公表時間：開庁時間に準ずる。
電子縦覧：<http://www.jpowers.co.jp/sustainability/environment/assessment/wind.html>

●説明会の開催 開催場所①：西保公民館 (石川県輪島市大沢町ホサノ 201-3) 開催日時①：平成31年3月17日(日) 13時00分～14時30分
開催場所②：大屋公民館 (石川県輪島市小伊勢町丸垣内 22-1) 開催日時②：平成31年3月17日(日) 17時30分～19時00分

●意見書の提出 環境影響評価方法書について環境保全の見地からのご意見をお持ちの方は、書面により提出することができます。
提出方法：氏名及び住所、環境の保全の見地からのご意見を記載し、下記まで郵送(当日消印有効)又は公表場所に設置された意見箱への投函により提出下さい。提出期間：平成31年3月1日(金)～平成31年4月14日(日)

意見書の提出先及びお問い合わせ先 **電源開発株式会社 風力事業部 事業推進室(開発)**
〒104-8165 東京都中央区銀座六丁目15番1号 TEL 03-3546-9600 担当：鳥海、川原

アミューズワジマ まちかど伝言板（平成 31 年 3 月 1 日発行、折込チラシ）

環境影響評価方法書の公表及び説明会の開催について(公告)

**環境影響評価法に基づき、(仮称)輪島ウィンドファーム事業
環境影響評価方法書の縦覧及び説明会の開催についてお知らせします**

●事業者の名称／電源開発株式会社
代表者 取締役社長 渡部 肇史
所在地 東京都中央区銀座六丁目 15 番 1 号

●対象事業の名称(対象事業の種類、発電設備出力)
(仮称)輪島ウィンドファーム事業
(風力発電 最大90300キロワット程度)

●対象事業実施区域
石川県輪島市三蛇山、佐比野山周辺

●環境影響を受ける範囲であると認められる地域の範囲
石川県輪島市三蛇山、佐比野山周辺

●環境影響評価方法書の縦覧
公表場所：石川県庁 行政情報サービスセンター、奥能登総合事務所 総務企画部企画振興課、輪島市役所 本庁舎、門前総合支所、輪島市立図書館
公表期間：平成 31 年 3 月 1 日(金)～平成 31 年 3 月 31 日(日)
公表時間：開庁時間に準ずる。
電子縦覧：<http://www.jpowers.co.jp/sustainability/environment/assessment/wind.html>

●説明会の開催
開催場所①：西保公民館
(石川県輪島市大沢町ホサノ 201-3)
開催日時①：平成 31 年 3 月 17 日(日)
13 時 00 分～ 14 時 30 分
開催場所②：大屋公民館
(石川県輪島市小伊勢町丸垣内 22-1)
開催日時②：平成 31 年 3 月 17 日(日)
17 時 30 分～ 19 時 00 分

●意見書の提出 環境影響評価方法書について環境保全の見地からのご意見をお持ちの方は、書面により提出することができます。
提出方法：氏名及び住所、環境の保全の見地からのご意見を記載し、下記まで郵送(当日消印有効)又は公表場所に設置された意見箱への投函により提出下さい。
提出期間：平成 31 年 3 月 1 日(金)～平成 31 年 4 月 14 日(日)

●意見書の提出先及びお問い合わせ先
電源開発株式会社
風力事業部 事業推進室(開発)
〒104-8165 東京都中央区銀座六丁目15番1号
TEL 03-3546-9600 担当：鳥海、川原

ホームページにおけるお知らせ



J-POWERグループ

お問い合わせ JP | EN

企業情報

事業情報

株主・投資家の皆様

環境・社会への取り組み

採用情報

ニュース

知る・学ぶ・楽しむ

[ホーム](#) > [環境・社会への取り組み](#) > [環境への取り組み](#) > [環境アセスメント](#) > [風力発電事業に係る環境影響評価手続き](#) > (仮称) 輪島ウィンドファーム事業環境・社会への取り組み

風力発電事業に係る環境影響評価手続き (仮称) 輪島ウィンドファーム事業

(仮称) 輪島ウィンドファーム事業 環境影響評価方法書（以下、「方法書」）

方法書及びこれを要約した書類（以下「要約書」）を環境影響評価法に基づき公表します。
方法書及び要約書は2019年3月31日まで閲覧が可能です。なお、印刷及びダウンロードはできません。

※電子縦覧は「Internet Explorer 6.0以上」の環境でのご利用を推奨します。

- 「(仮称) 輪島ウィンドファーム事業 環境影響評価方法書」の送付及び縦覧について
(PDF: 86KB) [📄](#)
- 表紙・目次 (PDF: 226KB) [📄](#)
- 第1章 事業者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地 (PDF: 136KB) [📄](#)
- 第2章 対象事業の目的及び内容 (PDF: 14.8MB) [📄](#)
- 第3章 対象事業実施区域及びその周囲の概況 (PDF: 72.4MB) [📄](#)
- 第4章 計画段階配慮事項ごとの調査、予測及び評価の結果 (PDF: 26.2MB) [📄](#)
- 第5章 配慮書に対する経済産業大臣の意見及び事業者の見解 (PDF: 3.8MB) [📄](#)
- 第6章 対象事業に係る環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法 (PDF: 20.8MB) [📄](#)
- 第7章 その他環境省令で定める事項 (PDF: 26.5MB) [📄](#)
- 第8章 環境影響評価を委託した事業者の名称、代表者の氏名 (PDF: 135KB) [📄](#)
- 資料編 (PDF: 956KB) [📄](#)
- 要約書 (PDF: 24.2MB) [📄](#)
- 意見書 (PDF: 62KB) [📄](#)

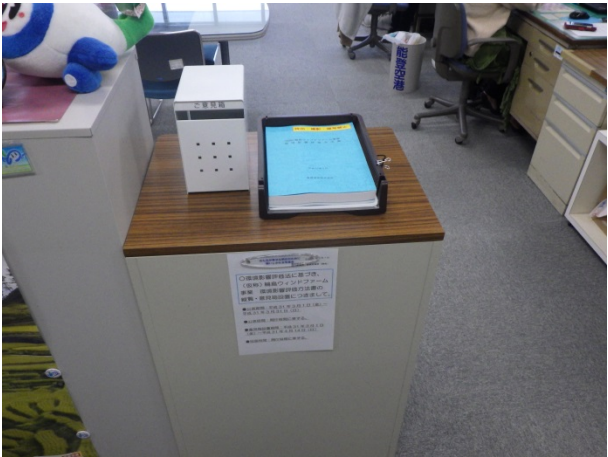
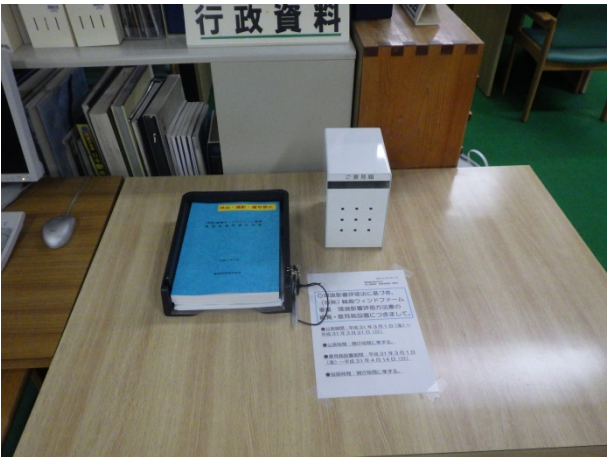
(仮称) 輪島ウィンドファーム事業 計画段階環境配慮書（以下、「配慮書」）

配慮書及び要約書の閲覧は2018年6月21日に終了しました。

お問い合わせ先

電源開発株式会社 風力事業部 事業推進室
TEL: 03-3546-9600 (平日9時～17時)

縦覧状況

石川県庁 行政情報サービスセンター 	奥能登総合事務所 総務企画部企画振興課 
輪島市役所 本庁舎 	門前総合支所 
輪島市立図書館 	

ご意見記入用紙

– 17 –